

部品・材料含有化学物質管理基準書

-ver4.0-

2023年10月
堺ディスプレイプロダクト株式会社

目次

第1章 部品・材料含有化学物質調査	1
1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	2
4. 化学物質管理区分	3
5. 調達部品の品目の分類	4
6. 提出書類	5
(1) 提出書類一覧	5
(2) 品目毎の提出書類	6
第2章 調査対応化学物質と基準	7
1. 調査対象化学物質一覧	7
(1) 全面的使用禁止物質	7
(2) 条件付使用禁止物質	8
(3) 使用禁止候補物質	9
(4) 管理物質	9
2. 使用禁止物質に対する基準一覧	10
(1) 全面的使用禁止物質	10
(2) 条件付使用禁止物質	13
(3) 使用禁止候補物質	22
3. 主な参照法令一覧	23
○ 問合せ先	25
改訂履歴	26

第1章 部品・材料含有化学物質調査

1. 目的

堺ディスプレイプロダクト株式会社(以下SDPという)は、製品廃棄時の環境保全性の確保及びユーザーの安全性のため、環境保全性活動に積極的なお取引先様とともにグリーン調達を推進しています。

グリーン調達は、お取引先企業(組織)全体の環境保全に対する取り組みを評価する「環境管理評価」と、お取引先様から購入する部品・材料(素材、汎用部品、完成品・半完成品、副資材など)の環境負荷低減について評価する「納入品評価」で行います。

この基準書は、「納入品評価」における製品含有化学物質に関する基準やその調査方法をお取引先様に示し、法令遵守はもとより、環境負荷の低減やユーザーの安全性確保を目的としています。

納入品評価は、「含有化学物質報告書」と「部品環境調査シート」の2種類で行います。

調査	説明	備考
含有化学物質報告書	SDP禁止物質の含有状況を納入仕様書に添付して提出いただく、または別途提出いただくSDP所定の書類	グリーン調達ホームページに掲載 https://www.sdp.co.jp/suppliers/green.html
部品環境調査シート (含有量調査)	部品に含有される化学物質とその化学物質の質量、RoHS指令物質の分析結果を回答いただくSDP所定のシート	グリーン調達ホームページに掲載 https://www.sdp.co.jp/suppliers/green.html

2. 適用範囲*1

本調査は、SDPが購入する全ての部品・材料に適用致します。具体的には、以下のものを対象とします。

- (1) 製品に組み込まれる部品、材料、ユニット
- (2) 生産に使用し、製品に含有される副資材(はんだ、オイル、グリース、テープ、マーキングインク(マーカーペン)等)
- (3) 販売用に購入する完成品、オプション、サプライ品等
- (4) 製品に同梱する印刷物や付属品(取扱説明書、ケーブル類、リモコンなど)
- (5) 製品を梱包する包装材料

以下の部品・材料は、調査対象化学物質を含有する場合がありますので、十分な確認をお願いします。

- ・ グリス等の潤滑剤
- ・ 樹脂材料の難燃剤
- ・ リード線被覆のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- ・ 接点の電氣的潤滑等を目的とした特別な金属類(合金)
- ・ ベルト、ローラー、プッシュ、チューブ等のゴム類の添加剤(可塑剤)
- ・ カラーコードなどの表示塗料、顔料等

*1 (2)の副資材と(5)の包装材料に関しては、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」で適用範囲が異なります。

詳細は、6.提出書類(1)提出書類の「備考」をご参照ください。

3. 用語の定義

化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物をいいます。(JIS Z 7201)
混合物	2つ以上の化学物質を混合したものをいいます。(JIS Z 7201) (注記)混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等がある。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいいます。(JIS Z 7201:2012) (注記)成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機械等がある。
含有	化学物質が、製品、部品・部材、及びそれらに使用される材料に含まれていることをいいます。意図的添加、非意図的添加(不純物、製造工程や輸送工程等における残留、付着、汚染等を含む)を問わず、当該化学物質の含有率がSDP基準値(閾値)を上回る場合は含有とみなします。
意図的添加	部品・材料に特定の性能を持たせるための添加をいいます。 例えば、鉄板の防錆処理用の六価クロム、プラスチックキャビネットの難燃性付加のための臭素系難燃剤等があります。
不純物	天然素材中に含有され材料の精製過程で技術的に除去しきれない物質、合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質、及びリサイクル材料の中に意図せずに含まれる物質をいいます。
均質材料	機械的に異なる材料に分離できない材料をいいます。機械的に分離とは、ビス外し、切断、粉碎、研削、研磨など機械的な作業で分離することを言います。均質材料の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、コーティング等があります。
納入禁止日	SDPへの納入を禁止する日をいいます。 ・即時..即時禁止することを言います。 ・(日付指定:○年○月○日)...指定日以降の納入を禁止すること。 ・審議中...関係機関で審議中。
RoHS RoHS指令	EU RoHS指令 2011/65/EU、及び(EU)2015/863など関連修正指令をいいます。

4. 化学物質管理区分

SDPが購入する部品・材料に含有する化学物質を、下表のとおり、SDP使用禁止物質(全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質)、使用禁止候補物質及び管理物質に区分して管理します。

化学物質区分	説明	備考
(1)全面的使用禁止物質	如何なる用途にも使用できない物質。含有していれば即刻廃止してください。SDPでは、この物質を含む部品・材料を、原則として購入いたしません。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への含有が現在規制されている、又は将来規制が見込まれる物質。
(2)条件付使用禁止物質	SDPが認めた用途(除外用途)に限定して使用できる物質。除外対象については管理物質として扱います。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷が高いことが周知で、かつ代替物質が存在するため、世の中の動向に先行してSDPが独自に規制する物質。
(3)使用禁止候補物質	上記の(1)または(2)の使用禁止物質の候補となる物質。含有していれば、代替化を推進してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制等において、近い将来に使用禁止が見込まれている物質。 ・法規制等において、閾値や禁止日、規制用途(除外用途)等が決定されていないため、現時点でSDP使用禁止物質として明記できないが、法規制等の動向を踏まえて今後SDPが使用禁止にする物質。 ・法規制等が確定されるタイミングによっては、SDP使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあるので、含有している場合は代替化の推進が必要となる物質。
(4)管理物質	当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とする物質。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への使用状況情報の開示が求められている、又は将来見込まれる物質。 ・顧客から製品への使用状況情報の開示を求められる、又は求められる可能性のある物質。 ・「SDP使用禁止物質」に該当しない「調査対象化学物質」は、すべて「管理物質」に該当します。

5. 調達部品の品目分類

SDPでは、生体安全性の観点から製品に使用する部品・部材を、下表のとおり、特定品(A、B、C)と一般品に分類しています。

品目		分類・定義	調達品の例
特定品	特定品A (社会的責任の大きい調達品)	1. SDP開発調達品。 ・SDPが開発又は特別に指定した化学物質を使用している調達品 ・SDPブランドを冠した調達品	複写機用調達品(トナー、デベロッパ、インク他)、インクリボン、インクローラ、空気清浄機フィルター、掃除機ゴミ袋、当社特注品(当社指定の型番の調達品)等
		2. 粉体、液体、気体の調達品 ・ユーザー等の生体へ直接暴露される自社開発の調達品	当社指定の洗浄剤(エアコン、洗濯機用等)、生ゴミ処理機用基材等
	特定品B (食品・食器接触調達品、特殊な化学物質を使用する調達品)	1. 食品・食器等が、調理・保管等の際に直接接触する可能性のある調達品	冷蔵庫の庫内部品、レンジの庫内部品等
		2. 防菌・防カビ・防虫等の機能を化学物質で付加した調達品	キャビネット等の外観部品で防菌・防カビ・防虫等の機能を付加したもの
特定品C (ユーザーが長時間接触する調達品)	人体に継続的に触れることが予想される調達品、及び製品使用時、ユーザーの手指以外の部位が常時接触する調達品	ヘッドホンのイヤークッション、血圧計の圧迫帯(カフ)、電気カーペットのカーペット部等	
一般品	特定品以外の調達品		上記以外の調達品

6. 提出書類

(1) 提出書類一覧

ご提出いただく書類及びその提出様式等については、下表のとおりです。

書類	様式	提出方法	調査対象化学物質 ^{*2}	備考
含有化学物質報告書	含有化学物質報告書 ^{*3}	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出	SDP使用禁止物質 - 全面的使用禁止物質 - 条件付使用禁止物質 - 使用禁止候補物質	包装材料の適用範囲について、 ・部品・材料を納入いただく際の包装材料も調査対象。 包装材料に含有する化学物質も同様の基準でご報告ください。 ・ただし、SDP指定する拠点 ^{*4} 等で廃棄されることが明らかで、部品・材料に対象物質の移行・混入の恐れが無い包装材料は調査対象外。
含有量調査	部品環境調査シート	仕様書と同時に提出	化学物質情報とRoHS情報を均質材料毎に記入	包装材料の適用範囲について、 ・部品・材料を納入いただく際の包装材料は調査対象外。 ・ただし、SDPへ部品を納入する際に使用する包装材料を、SDPユーザーへの出荷に流用する場合は対象。 副資材の適用範囲について ・製造工程で使用され、製品・部品に残留しない副資材・間接部材は調査対象外。(例: 溶剤、洗浄剤、発泡剤等)
RoHS対象物質の分析データ等	実測定データ (RoHS適合が確認できる資料であれば代用可能 ^{*5})	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出	RoHS対象 10物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP)	-
成分表、SDS ^{*6} 等	業界標準のもの		-	-
食品衛生法試験データ	試験成績証明書等		-	-
安全性評価データ	分析機関の評価データ等		(2)品目毎の提出書類の<安全性評価データの判定基準>(p6)を参照ください。	-

*2 調査対象化学物質は、法規制の動向、顧客要求などにより、変更・追加することがあります。

*3 含有化学物質報告書、部品環境調査シートは、グリーン調達ホームページ(<https://www.sdp.co.jp/suppliers/green.html>)に掲載。

*4 拠点とはSDPが指定する国内海外の工場及びサービス拠点などを指します。

*5 SDPグリーン調達ホームページをご参照ください。(<https://www.sdp.co.jp/suppliers/green.html>)

*6 SDS: Safety Data Sheet、一般的には、「安全データシート」といいます。

(2) 品目毎の提出書類

SDP調達部品の品目分類毎に、ご提出いただく情報は、下表のとおりです。

また、当表に限らず、法規制、業界標準・規格に適合するよう情報提供をお願いすることがあります。

(●…提出必須、▲…できるだけ提出、―…提出対象外)

	特定品				一般品
	特定品A	特定品 B-1	特定品 B-2	特定品 C	
含有化学物質報告書	●	●	●	●	●
部品環境調査シート	●	●	●	●	●
RoHS対象物質の分析データ等	●	●	●	●	●
EUエコラベル適応宣言	―	―	―	―	▲*14
成分表、SDS等*7	●	―	●*8	―	▲*14
食品衛生法試験データ	―	●	―	―	―
安全性評価データ*9	1) 急性毒性(経口)	●	―	―	●
	2) 皮膚刺激性*10	●	―	―	●
	3) 眼・粘膜刺激性*11	●	―	―	●
	4) 変異原性 Ames Test	●*12	―	―	●*13
	5) 変異原性試験/染色体異常試験	▲	―	―	▲
	6) 変異原性試験/小核試験	▲	―	―	▲

<安全性評価データの判定基準>

試験項目	有害性判定基準
1) 急性毒性(経口)	経口:半数致死量 (LD50>2,000mg/kg ラット)
2) 皮膚刺激性	一次刺激指数(PII≥2)
3) 眼・粘膜刺激性	有
4) 変異原性 Ames Test	陽性
5) 変異原性試験、染色体異常試験	陽性
6) 変異原性試験、小核試験	陽性

(参考)試験方法 (OECD 試験 No.)*15
423、425
404
405
471
473
474

*7 暴露する可能性のあるものについて提出。

*8 該当の防菌・防カビ剤等のSDSを提出。

*9 暴露する可能性のあるものは提出。

*10 直接、皮膚、眼、粘膜に暴露しないものについては不要。

*11 直接、皮膚、眼、粘膜に暴露しないものについては不要。

*12 5)、6)項及び他の遺伝毒性データもできるだけ提出。

*13 5)、6)項及び他の遺伝毒性データもできるだけ提出。

*14 「EUエコラベル適応宣言」はその補完資料としてSDSを提出。

・対象部品:樹脂部品、ケーブル、配線、電源ユニット、PCBなど。

・対象外部品:電気的な部品(例:IC、PCB搭載部品、コネクタ等)、樹脂が無い部品など。

*15 「OECD Guidelines for the Testing of Chemicals」の URL:

<http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/oecdguidelinesforthetestingofchemicals.htm>

第2章 調査対応化学物質と基準

1. 調査対象化学物質一覧

SDPが購入する部品・部材に含有する化学物質について、全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質、使用禁止候補物質、管理物質の4区分で管理します。

(1) 全面的使用禁止物質

表2-1-1 に示す物質をSDPの全面的使用禁止物質とします。含有していれば即刻廃止してください。

SDPでは、全面的使用禁止物質を含む部品・材料は、原則として購入いたしません。

表2-1-1 全面的使用禁止物質

区分	No.	物質(群)名	基準(値)
RoHS 関連 化学物質	1	六価クロム化合物	表2-2-1 参照
	2	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	
その他	4	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	
	5	三置換有機スズ化合物	
	6	酸化ベリリウム	
	7	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)、及び特定代替物質	
	8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	
	9	ポリ塩化ナフタレン(塩素数1~8が対象)	
	10	アスベスト類	
	11	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	
	12	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	
	13	五酸化二ヒ素	
	14	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	
	15	短鎖塩素化パラフィン(SCCP)(炭素数 10~13)	
	16	塩化コバルト(CoCl ₂)	
	17	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	
	18	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	
	19	ジブチルスズ化合物(DBT)	
	20	ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP)	
	21	炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA _s) とその塩及びC9-C14 PFCA関連物質	
	22	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH _x S)と その塩及びPFH _x S関連物質	
	23	オゾン層破壊物質	
	24	デクロラプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体	
	25	MOAH(1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香 族炭化水素類)	
	26	MOAH(3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香 族炭化水素類)	
	27	MOAH(16個以上35個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香 族炭化水素類)	

(2) 条件付使用禁止物質

表2-1-2に示す物質をSDPの条件付使用禁止物質とします。

表中の除外対象用途における使用のみを認め、除外対象については管理物質として扱います。

表2-1-2 条件付使用禁止物質

区分	No.	物質(群)名	除外対象
RoHS 関連 化学物質	1	カドニウム及びその化合物	表2-2-2-1 参照
	2	鉛及びその化合物	
	3	水銀及びその化合物	
	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、 フタル酸ジブチル(DBP)、 フタル酸ブチルベンジル(BBP)、 フタル酸ジイソブチル(DIBP)	
その他	5	ニッケル及びその化合物	表2-2-2-2 参照
	6	ジオクチルスズ化合物(DOT)	
	7	ベリリウム及びその化合物(酸化ベリリウムを除く)	
	8	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	
	9	フッ素系温室効果ガス(HFC/PFC/SF6)	
	10	ポリ塩化ビニル(PVC)及びそのコポリマー ^{*16}	
	11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	
	12	放射性物質	
	13	ホルムアルデヒド	
	14	DEHP、DBP、BBP、DIBP(上記No4)以外の フタル酸エステル類	
	15	三酸化二ヒ素	
	16	ヒ素及びその化合物(三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素以外)	
	17	ホウ酸	
	18	四ホウ酸二ナトリウム無水物、 四ホウ酸二ナトリウム水和物(七酸化二ナトリウム四ホウ素水 和物)	
	19	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質	
	20	ハロゲン化合物(ハロゲン系難燃剤等)	
	21	塩素系難燃剤	
	22	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	
	23	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	
	24	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	
	25	多環芳香族炭化水素(PAH) ^{*17}	
	26	赤リン ^{*18}	
	27	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	
	28	ペルクロロブタ-1,3-ジエン(HCBD)	
	29	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	
	30	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール(ビスフェノールA)	
	31	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン(ビスフェノールS)	
	32	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェ ノール(UV-328)	

*16 SDP独自調査対象物質として、「含有化学物質報告書」で含有状況を報告ください。

*17 次のCAS番号が対象です。(50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3)

*18 SDP独自調査対象物質として、「含有化学物質報告書」で含有状況を報告ください。

(3) 使用禁止候補物質

表2-1-3に示す物質をSDPの使用禁止候補物質とします。

上記の(1)全面的な使用禁止物質、または(2)条件付使用禁止物質の候補となる物質です。法規制等の動向を踏まえて今後SDPで使用禁止にします。含有していれば、代替化を推進してください。

表2-1-3 使用禁止候補物質

No.	物質(群)名	基準(値)
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	表2-2-3 参照
2	テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)	
3	中鎖塩素化パラフィン(MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上)	
4	炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩及びC15-C21 PFCA関連物質	
5	ペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	
6	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及びPFHxA関連物質	
7	ビスフェノール類(ビスフェノールA、ビスフェノールSは除く)	

(4) 管理物質

管理物質は、SDP使用禁止物質に該当しない管理対象基準(表2-1-4)に該当するすべての化学物質(群)が該当します。管理物質は当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とします。

表2-1-4 管理対象基準

対象とする法規制及び業界基準
日本 化審法 第一種特定化学物質
米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act: TSCA)使用禁止または制限の対象物質(第6条)
EU ELV指令 2011/37/Eu
Eu RoHS指令 2011/65/Eu ANNEX II
EU POPs 規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I
Eu REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質)およびANNEX XIV(認可対象物質)
EU REACH規則 (EC) No1907/2006 ANNEX XVII(制限対象物質)
欧州医療機器規則 MDR(Medical Device Regulation)
Global Automotive Declarable Substance List(GADSL)
IEC62474DB Desclarable substance groups and declarable substances

○ 管理物質の「成分情報の伝達基準」

表2-1-5に示す管理物質の「成分情報の伝達基準」は、「報告対象」欄に記載の内容とします。その他の管理物質の「成分情報の伝達基準」は表2-1-4の法規制に従います。

表2-1-5 管理物質

物質(群)名	報告対象
臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又は HBCDD以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック材料中の臭素の含有量合計で1,000ppmを超える含有がある場合 ・積層プリント配線基板中で、積層板の臭素の含有量合計で900ppmを超える含有がある場合 ・意図的添加がある場合

2. 使用禁止物質に対する基準一覧

(1) 全面的使用禁止物質

表2-2-1 全面的使用禁止物質の基準(値)

区分	No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
RoHS 関連 化学物質	1	六価クロム化合物	①プラスチック(ゴムを含む)に用いる顔料、染料	1,000ppm以下の含有であること	即時
			②顔料、塗料、インク		
			③メッキ防錆処理		
			④電池		
			⑤触媒 等すべての用途		
			⑥皮膚に接触する皮革製品/部品	皮革の合計乾燥重量あたり3ppm未満であること	
			⑦包装材料・包装部品	表2-2-4を参照	
RoHS 関連 化学物質	2	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途	1,000ppm以下の含有であること	即時
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途	1,000ppm以下の含有であること	即時
②規制対象製品以外に使用される部品・部材			成形品質量中または混合物中、500ppm未満の含有であること	即時	
その他	4	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
	5	三置換有機スズ化合物	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
	6	酸化ベリリウム	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
	7	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)、及び特定代替物質	①絶縁油、潤滑油などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ50ppm以下の含有であること	即時
	9	ポリ塩化ナフタレン(塩素数1~8が対象)	①潤滑油、塗料などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	10	アスベスト類	①絶縁材、充填剤などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	11	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	12	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ0.1ppm以下の含有であること	即時

区分	No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
その他	13	五酸化二ヒ素	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
	14	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)<すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ100ppm以下の含有であること	即時
	15	短鎖塩素化パラフィン(SCCP)(炭素数10~13)	①顔料、塗料、インク、潤滑剤、可塑剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ成形品質量中1,000ppm未満の含有であること	即時
	16	塩化コバルト(CoCl ₂)	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
	17	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	18	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	19	ジブチルスズ化合物(DBT)	①すべての用途	スズの元素として、材料中の1,000ppm以下の含有であること	即時
	20	ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP)	①すべての用途	1wt%以下の含有であること	即時
	21	炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩及びC9-C14 PFCA関連物質	①すべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1)C9-C14 PFCAとその塩の場合、C9-C14 PFCAとその塩の合計で、25ppb(0.025ppm)未満であること (2)C9-C14 PFCA関連物質の場合、C9-C14 PFCA関連物質の合計で、260ppb(0.26ppm)未満であること	即時
	22	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	①すべての用途	成型品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1)PFHxSとその塩の場合、PFHxSとその塩の合計で、0.000025%(25ppb)以下であること (2)PFHxS関連物質の場合、PFHxS関連物質の合計で、0.0001%(100ppb)以下であること	2023年1月1日
23	オゾン層破壊物質	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時	

区分	No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
その他	24	デクロランプラス並びにその _{sys} -異性体及び _{anti} -異性体	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	25	MOAH(1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	①包装材のインク用途	1%以下の含有であること	即時
			②包装材及び印刷物のインク用途	0.1%以下の含有であること	2024年7月1日
	26	MOAH(3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	①包装材及び印刷物のインク用途	1ppm以下の含有であること	2024年7月1日
27	MOAH(16個以上35個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	①包装材及び印刷物のインク用途	0.1%以下の含有であること	2024年7月1日	

(2) 条件付使用禁止物質

RoHS関連化学物質については、下記の考え方に基づいて、納入禁止日を設定しています。

<p><EU RoHS指令の適用除外期限に対するSDPへの納入禁止の考え方></p> <p>1) 原則として、RoHS適用除外期限の半年前をSDPへの納入禁止日とします。 例) RoHS指令の適用除外期限が「2021年7月21日」の場合、SDPへの納入禁止日は「2021年1月21日」</p> <p>2) 法規制の適用除外期限が変更になった場合は、原則として変更になった期限の半年前をSDPの納入禁止日といたします。</p> <p>3) 当マニュアル発行時点のEU RoHS指令の適用除外期限の情報に基づいています。</p>

表2-2-2-1 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準(値) [RoHS関連化学物質]

No.	物質(群)名	用途	RoHS除外 ^{*19}	基準(値)	納入禁止日
1	カドニウム及びその化合物				
	使用禁止	①プラスチック(ゴムを含む)に用いる安定剤、顔料、染料 ②顔料、塗料、インク ③表面処理(メッキ等)、コーティング ④小型蛍光灯、直管蛍光灯 ⑤管理区分以外のすべての用途	-	100ppm以下の含有であること	即時
		⑥包装材料・包装部品	-	表2-2-4を参照	
	管理	①下記の電気接点に使用 (a) 回路ブレーカ (b) 熱感知制御 (c) サーマルモータ・プロテクタ (密封型サーマルモータ・プロテクタを除く) (d) 下記定格のACスイッチ AC250V以上において6A以上、またはAC125V以上において12A以上 (e) DC18V以上において20A以上の定格のDCスイッチ (f) 200Hz以上の電圧源周波数において使用するスイッチ	8(b)-I	-	(EU適用除外更新審議中) ^{*20}
		②ストライキング光学フィルターガラス。ただし、EU RoHS指令 附属書Ⅲの39項目に該当する用途は除く	13(b)-(II)	-	
		③光学用途に使われる白色ガラスに使用	13(b)-(III)	-	
		④上記①～③以外のEU RoHS指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	^{*21}
		⑤電池	-	Eu 電池指令に従うこと	

*19 RoHS指令 AnnexⅢの除外用途Noを示します。

*20 Euで適用除外の延長申請が受けられ、当マニュアル発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。

期限が決定された場合は、その期限の半年前をSDPへの納入禁止日とします。

*21 原則として、RoHS適用除外期限の半年前をSDPへの納入禁止日とします。

No.	物質(群)名	用途	RoHS除外 ^{*19}	基準(値)	納入禁止日			
2	鉛及びその化合物							
	管理	⑩上記①～⑨以外のEU RoHS指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	*21			
		⑪電池	-	EU電池指令に従うこと	-			
3	水銀及びその化合物							
	使用禁止	①プラスチック(ゴムを含む)に用いる顔料、染料、添加剤	-	1,000ppm以下の含有であること	即時			
		②顔料、塗料、インク						
	管理	③水銀電池	-	表2-2-4参照	2026年8月24日			
		④水銀用いたりレー、スイッチ、センサー						
		⑤管理区分以外のすべての用途						
		⑥包装材料・包装部品						
		①ハロゲン化金属ランプ(MH)中に使用されている				4(e)	-	2026年8月24日
		②上記以外のその他の特殊用途放電ランプ中に使用されている				4(f)-I	-	2024年8月24日
	③2000ANSIルーメン以上の出力が必要なプロジェクターに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	4(f)-II	-	2026年8月24日				
④紫外スペクトルの光を放射するランプ中の水銀	4(f)-IV	-	-					
⑤上記①～④以外のEU RoHS指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	-					
	⑥電池	-	EU電池指令に従うこと	-				
4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)							
	使用禁止	①「EU RoHS指令の規制対象外」、または「玩具または育児用」の製品に使用される部品・部材	-	①4物質合計で1,000ppm以下の含有であること	即時			
		②上記①以外のすべての用途(「EU RoHS指令の規制対象」、且つ「玩具または育児用以外」の製品に使用される部品・部材)						
管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-	-				

*19 RoHS指令 AnnexIIIの除外用途Noを示します。

*21 原則として、RoHS適用除外期限の半年前をSDPへの納入禁止日とします。

表2-2-2 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準(値) [その他]

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
5	ニッケル及びその化合物	使用禁止 ①長時間皮膚に接触するもの	意図的に添加しないこと	即時
		管理 ①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
6	ジオクチルスズ化合物(DOT)	使用禁止 ①2液型室温硬化成型材キット (RTV-2成型材キット)	スズの元素として、材料中の1,000ppm以下の含有であること	即時
		管理 ①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
7	ベリリウム及びその化合物(酸化ベリリウムを除く)	使用禁止 ①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		管理 ①合金、セラミック、ガラス、半導体への使用	-	-
8	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	使用禁止 ①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと、かつ -物質・混合物は10ppm以下 -物質・混合物以外の半製品・成型品等は1,000ppm以下 -被覆材は1 μ g/m ² 以下の含有	即時
		管理 ①非装飾用の硬質クロム(VI)めっき用ミスト防止剤、及びめっき用装置で用いる湿潤剤として使用されている	-	-
9	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	使用禁止 ①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		管理 ①冷媒・断熱材に使用されるHFC	-	-
10	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVCコポリマー	使用禁止 ①包装材料・部品(SDP製品梱包用)	意図的に添加しないこと	即時
		管理 ①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	使用禁止 ①人体に持続的に触れることを前提に作られた製品 [※] の人体接触部で、分解によりアミンが発生する可能性があるもの ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう	分解により発がん性アミンが30ppmを超えて発生しないこと	即時
		管理 ①“使用禁止区分”以外のもの(人体に持続的に触れない部位に使用するもの)	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期	
12	放射性物質	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		管理	①電子レンジのマグネトロンに使用されるトリウム ②液晶プロジェクターの電球に使用されるクリプトン85	-	-
13	ホルムアルデヒド	使用禁止	①木製部品への使用 ②人体に持続的に触れることを前提に作られた製品※の人体接触部分におけるプラスチック繊維等の部品への使用 ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう	①気中濃度が10m ³ 以上の気密試験室で0.1ppm以下(チャンバ法) ②“有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則”に準ずる(75ppm以下)	即時
		管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
		14	DEHP、DBP、BBP、DIBP(上記No4)以外のフタル酸エステル類	使用禁止	①子供の口に入る玩具または育児製品に使用される部品・材料に、フタル酸ジイソニル:DINP、フタル酸ジイソデシル: DIDP、フタル酸ジ-n-オクチル: DNOPが使用されている
15	三酸化二ヒ素	管理	②“使用禁止区分”以外のもの	-	-
15	三酸化二ヒ素	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		管理	②液晶プロジェクターのランプのガラスに使用されている	-	-
16	ヒ素及びその化合物(三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素以外)	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		管理	①除外対象部品に使用されている(除外対象部品:半導体・感光剤・マグネットフィルター・銅箔・電池)	-	-
17	ホウ酸	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		管理	①偏光板(PVA製)に使用されている ②ガラスに使用されている ③接着剤に使用されている	-	-
		18	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物(七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物)	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途
18	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物(七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物)	管理	①偏光板(PVA製)に使用されている ②ガラスに使用されている ③接着剤に使用されている ④繊維に使用されている	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
19	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記(1)と(2)を満たすこと*22 (1) PFOA(塩を含む)の場合、25ppb以下の含有であること (2) 1つまたは複数のPFOA関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が、1,000ppb(1ppm)以下の含有であること	即時
	管理	①半導体用フォト・リソグラフィ工程またはコンパウンド半導体用のエッチング工程で使用されている ②フィルム、紙、あるいは印刷版に用いるフォト用コートに使用されている ③上記以外のEU PoPs規則 附属書 I PartAで定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-
20	塩素系難燃剤			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
	管理	①代替困難であり、SDPの採用決定部門に許可を得ている	-	-
21	ハロゲン化合物(ハロゲン系難燃剤等)			
	使用禁止	①100cm2超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンドに使用されている	下記(1)と(2)を満たすこと (1) ハロゲン系難燃剤を意図的に添加しないこと (2) 均質材料中の全てのハロゲン元素の合計が、0.1wt%以下の含有であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの ②“使用禁止区分”に該当するが、仕向地限定の製品に採用されるものであり、SDPの採用決定部門に許可を得ている	-	-

*22 CAS番号が次のものの総計とする。

335-67-1、3825-26-1、335-95-5、2395-00-8、335-93-3、335-66-0、376-27-2、3108-24-5

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
22	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	①「子供(12歳以下)向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている。 ②管理区分以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		①自動車部品またはその交換部品に使用されている ②商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている ③デスクトップ・ラップトップコンピュータ、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプタなどの接続装置に使用されている ④保存メディア(CD、コンピュータゲームなどのインタラクティブソフトウェア)に使用されている		
23	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	①「子供(12歳以下)向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		②「使用禁止区分」以外のもの		
24	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	①「子供(12歳以下)向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている ②管理区分以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		①自動車部品またはその交換部品に使用されている ②商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている ③デスクトップ・ラップトップコンピュータ、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプタなどの接続装置に使用されている ④保存メディア(CD、コンピュータゲームなどのインタラクティブソフトウェア)に使用されている		

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期	
25	多環芳香族炭化水素(PAH) ^{*23}	使用禁止	①人の皮膚または口腔に、直接長時間接触するあるいは短期時間繰り返して接触するプラスチックまたはゴム部品に使用されている	対象PAHそれぞれが1ppm未満の含有であること	即時
		管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
26	赤リン	使用禁止	①樹脂またはゴム中に使用されている	意図的に添加せず、かつ1,000ppm以下の含有であること	即時
		管理	①“使用禁止区分”以外のもの ②“使用禁止”に該当するが、代替困難であり、SDPの採用決定部門に許可を得ている	-	-
27	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		管理	①接着剤または封止剤に使用されていて、SDPの採用部門の許可を得ている	-	2024年1月6日
			②潤滑油またはグリースに使用されている	-	-
			③再生プラスチックの製造工程で新規PIP(3:1)の追加はなく、リサイクル由来のPIP(3:1)のみを含有するプラスチックまたはそれを使用した製品に使用されている		
④上記以外の米国TSCA第6条PBT物質で定められた適用除外用途に使用されており、SDP採用部門の許可を得ている	-	-			
28	ペルクロロブタ-1,3-ジエン(HCBD)	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		管理	①塩素系溶剤の製造における副生成物としてのHCBDの非意図的な生成として含有している	-	-
29	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		管理	①成型品中に使用されている	-	-
30	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール(ビスフェノールA)	使用禁止	①感熱紙用途に使用されている	0.02wt%未満の含有であること	即時
		管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-

*23 CAS番号が次のものの総計とする。

50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3

No.	物質 (群)名	用途	基準(値)	全廃 時期
31	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン(ビスフェノールS)			
	使用 禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	0.02wt%未満の含有であること	即時
32	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)			
	管理	①感熱紙以外の用途に使用されている ②感熱紙用途において、仕向地限定の製 品に採用されるのもであり、SDPの採用 決定部門の許可を得ている	-	-
32	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)			
	使用 禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
32	管理	①偏光板中のトリアセチルセルロース(TAC) フィルムに使用されている ②自動車用の部品に使用されている	-	-

(3) 使用禁止候補物質の基準(値)

表2-2-3 使用禁止候補物質の基準(値)

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモフェニル)エタン (DBDPE)	①すべての用途	意図的に添加していないこと	法規制等の動向を踏まえて今後使用禁止に設定 ^{*24}
2	テトラプロモビスフェノールA (TBBPA)			
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上)			
4	炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩及びPFCA関連物質			
5	ペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)			
6	パーフルオロヘキサン酸 (PFHxA)とその塩及びPFHxA関連物質		成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1)PFHxAとその塩の場合、PFHxAとその塩の合計で、0.0000025% (25ppb)未満であること (2)PFHxA関連物質の場合、PFHxA関連物質の合計で、0.0001% (1,000ppb)未満であること	
7	ビスフェノール類(ビスフェノールA、ビスフェノールSは除く)		意図的に添加していないこと	

*24 法規制等が確定されるタイミングによっては、SDP使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあります。含有している場合は代替化を推進してください。第1章「4.化学物質管理区分」をご参照ください。

表2-2-4 包装材料/部品に関する重金属(カドニウム、鉛、水銀、六価クロム)含有基準

区分	用途	基準(値)	全廃時期
使用禁止	①製品包装用材料・部品(段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステーブル、結束バンド、ラベル、クッション塗装、インクなど) ②サービス部品用包装材料(段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステーブル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど)	包装を構成する部材、インク、塗料毎に、合計100ppm以下の含有であること	即時
管理	①部品、材料納入時に使用する包装材料/部品	-	-

3. 主な参照法令一覧

全面的な使用禁止物質

区分	No	物質(群)名	主な参照法令等
RoHS 関連 化学 物質	1	六価クロム化合物	EU RoHS指令、 EU REACH規則 附属書XVII
	2	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	EU RoHS指令、 EU REACH規則 附属書XVII
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	EU RoHS指令、化審法、 EU REACH規則 附属書XVII、 米国TSCA
その他	4	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	化審法
	5	三置換有機スズ化合物	化審法、 EU REACH規則 附属書XVII
	6	酸化ベリリウム	<SDP独自規制>
	7	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)、及び特定代替物質	化審法、 EU POPs規則 附属書I
	8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	EU REACH規則 附属書XVII
	9	ポリ塩化ナフタレン(塩素数1~8 が対象)	化審法、 EU REACH規則 附属書I
	10	アスベスト類	安衛法、 EU REACH規則 附属書XVII
	11	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法
	12	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	EU REACH規則 附属書XVII
	13	五酸化ニヒ素	(EU REACH規則)*25
	14	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	化審法、 EU POPs規則
	15	短鎖塩素化パラフィン(SCOP)(炭素数 10~13)	EU REACH規則 附属書XVII、 EU POPs規則 附属書I
	16	塩化コバルト(CoCl2)	(EU REACH規則)*25
	17	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	(EU REACH規則)*25
	18	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	(EU REACH規則)*25
	19	ジブチルスズ化合物(DBT)	EU REACH規則 附属書XVII
	20	ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP)	米国TSCA
	21	炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩及びC9-C14 PFCA関連物質	EU REACH規則 附属書XVII
	22	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	スイス化学品法、POPs条約
	23	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書、 米国フロン税
	24	デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体	POPs条約
	25	MOAH(1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	フランス国内法

*25 EU REACH規則の認可対象SVHCとしてリスト化されているという意味。

区分	No	物質(群)名	主な参照法令等
その他	27	MOAH(3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	フランス国内法
	28	MOAH(16個以上35個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	フランス国内法

条件付使用禁止物質

区分	No	物質(群)名	主な参照法令等
RoHS 関連 化学 物質	1	カドニウム及びその化合物	EU RoHS指令、 EU REACH規則 附属書XVII
	2	鉛及びその化合物	EU RoHS指令、 EU REACH規則 附属書XVII、 米国消費者製品安全改善法(CPSIA)
	3	水銀及びその化合物	EU RoHS指令、 EU REACH規則 附属書XVII
	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)	EU RoHS指令 (欧州委員会委任指令2015/863)、 EU REACH規則 附属書XVII、 米国消費者製品安全改善法(CPSIA)
その他	5	ニッケル及びその化合物	EU REACH規則 附属書XVII
	6	ジオクチルスズ化合物(DOT)	EU REACH規則 附属書XVII
	7	ベリリウム及びその化合物	<SDP独自規制>
	8	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	化審法、EU POPs規則 付随書I、 カナダ環境保護法
	9	フッ素系温室効果ガス(HFC/PFC/SF6)	EU Fガス規則(517/2014)
	10	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVCコポリマー	<SDP独自規制>
	11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	EU REACH規則 附属書XVII
	12	放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律、核原料物質、核燃料 物質及び原子炉の規制に関する法律
	13	ホルムアルデヒド	ドイツ 化学品禁止規則、 デンマーク ホルムアルデヒド規制
	14	DEHP、DBP、BBP、DIBP(上記No4)以外のフタル酸エステル類	EU REACH規則 附属書XVII、 米国消費者製品安全改善法(CPSIA)
	15	三酸化二ヒ素	(EU REACH規則) ^{*25}
	16	ヒ素及びその化合物(三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素以外)	(EU REACH規則) ^{*25}
	17	ホウ酸	(EU REACH規則) ^{*25}
	18	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物(七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物)	(EU REACH規則) ^{*25}
	19	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質	EU POPs規則 付随書I
	20	塩素系難燃剤	<SDP独自規制>
	21	ハロゲン化合物(ハロゲン系難燃剤等)	規則(EU)2019/2021(電子ディスプレイ) 米国ワシントン州法
	22	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	米国バーモント州Act85、 (EU REACH規則) ^{*25}
	23	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	米国バーモント州Act85

*25 EU REACH規則の認可対象SVHCとしてリスト化されているという意味。

区分	No	物質(群)名	主な参照法令等
その他	24	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	米国バーモント州Act85
	25	多環芳香族炭化水素(PAH)	EU REACH規則 附属書XVII
	26	赤リン	<SDP独自規制>
	27	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	米国TSCA
	28	ペルククロブタ-1,3-ジエン(HCBD)	米国TSCA
	29	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	米国TSCA
	30	4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール (ビスフェノールA)	EU REACH規則 附属書XVII、 スイス化学品法、米国コネチカット州法
	31	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS)	スイス化学品法
32	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ- tert-ペンチルフェノール(UV-328)	POPs条約	

使用禁止候補物質

No	物質(群)名	主な参照法令等
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	カナダ環境保護法
2	テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)	EU RoHS指令
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上)	EU RoHS指令
4	炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCAs)とその塩及びC15-C21 PFCA関連物質	POPs条約、カナダ環境保護法
5	ペルフルオロアルキル物質及び ポリフルオロアルキル物質(PFAS)	米国特定州 包装材有害物質規則
6	パーフロオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩 及びPFHxA関連物質	EU REACH規則 附属書XVII
7	ビスフェノール類(ビスフェノールA、ビスフェ ノールSは除く)	欧州、米国・カナダの法規則

○ 問合せ先

堺ディスプレイプロダクト株式会社 / Sakai Display Products Corporation
〒590-8522

大阪府堺市堺区匠町1番地 / 1, TAKUMI-CHO SAKAI-KU SAKAI-CITY, OSAKA, JAPAN

E-Mail: shizai_csr_green@sharp.co.jp

お問合せの内容によりましては、調査依頼元の部門の担当者よりご回答させて頂く場合がありますので、その旨ご了承お願い申し上げます。

【改訂履歴】

Ver.	改訂年月日	改訂内容	詳細
1.0	2020年12月	新規制定	-
2.0	2021年11月	・全面的使用禁止物質の追加	表2-1-1(P6), 表2-2-1(P10), 参照法令一覧(P19) 以下の物質を追加 No.21 ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP)
		・条件付使用禁止物質の追加	表2-1-2(P7), 表2-2-2-1(P17,18), 参照法令一覧(P20) 以下の物質を追加 No.26 リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1)) No.27 ペルクロロブタ-1,3-ジエン(HCBD) No.28 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP) No.29 4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール (ビスフェノールA) No.30 ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS) No.31 ハロゲン系難燃剤
		・条件付使用禁止物質の規定の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・表2-2-2-1(P12,13)「No.2 鉛及びその化合物」の除外用途「7(c)-IV」を期限切れのため削除 ・表2-2-2-2(P14)「No.8 パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)」の除外用途の一部を期限切れのため削除 ・表2-2-2-2(P14)「No.8 パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)」の基準(値)で、「物質・調剤は50ppm以下」を「物質・調剤は10ppm以下」へ変更 ・表2-2-2-2(P16)「No.19 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質」の管理用途③で、「EU REACH規則 附属書XVII Entry68」を「EU PoPs規則 附属書I PartA」へ変更 ・参照法令一覧(P20)「No.19 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質」で、「EU REACH規則 附属書XVII」を「EU PoPs規則 附属書I」へ変更
3.0	2022年12月	・使用禁止候補物質の新設	化学物質管理区分(P3)に使用禁止候補物質を新設 表2-1-3(P9)、表2-2-3(P21)、参照法令一覧(P24) 以下の物質を設定 No.1 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) No.2 デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体 No.3 1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモフェニル)エタン (DBDPE) No.4 テトラプロモビスフェノールA (TBBPA) No.5 中鎖塩素化パラフィン (MCCPs, C14-17、塩素化率45wt%以上) No.6 パーフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその塩及びPFHxA関連物質 No.7 ペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)

Ver.	改訂年月日	改訂内容	詳細
3.0	2022年12月	・全面的使用禁止物質の追加	表2-1-1 (P7)、表2-2-1 (P11)、参照法令一覧 (P22) 以下の物質を追加 No.21 炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA)とその塩及び C9-C14 PFCA関連物質 No.22 ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質
		・EU RoHS指令の適用除外の更新	表2-2-2-1 (P12-P14)
4.0	2023年10月	・全面的使用禁止物質の追加	表2-1-1 (P7)、表2-2-1 (P12)、参照法令一覧 (P23-24) 以下の物質を追加 No.24 デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及び anti-異性体 No.25 MOAH (1個以上7個以下の芳香族環で構成される 鉱物油芳香族炭化水素類) No.26 MOAH (3個以上7個以下の芳香族環で構成される 鉱物油芳香族炭化水素類) No.27 MOAH (16個以上35個以下の芳香族環で構成される 鉱物油芳香族炭化水素類)
		・条件付使用禁止物質の追加	表2-1-2 (P8)、表2-2-2-2 (P21)、参照法令一覧 (P25) 以下の物質を追加 No.32 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール (UV-328)
		・条件付使用禁止物質の変更	表2-1-2 (P8)、表2-2-2-2 (P18)、参照法令一覧 (P24) 以下の物質名に変更 No.21 ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等) また、確認内容 (判断基準) を以下のように変更 (1) ハロゲン系難燃剤を意図的に添加していない (2) ハロゲン元素の合計が0.1wt%以下の含有であること
		・全面的使用禁止物質の変更	・表2-2-1 (P10) No.3 ポリ臭化ジフェニルエーテル類の確認内容 (判断基準) を以下のように変更 (1) 全部品・部材について1000ppm以下の含有であること (2) 規制対象製品以外に使用される部品・部材にて成形品質量中または混合物中、500ppm未満の含有であること ・表2-2-1 (P11) No.15 短鎖塩素化パラフィンの確認内容 (判断基準) を以下のように変更 意図的に添加せず、かつ成形品質量中1,000ppm未満の含有であること

Ver.	改訂年月日	改訂内容	詳細
4.0	2023年10月	・使用禁止候補物質の変更	表2-2-3(P22)、参照法令一覧(P25) ・全面的使用禁止物質へ変更 デクロンプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体 ・条件付使用禁止物質へ変更 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチル フェノール(UV-328) ・追加 No.4 炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCAs)とその塩及びC15-C21 PFCA 関連物質 No.7 ビスフェノール類(ビスフェノールA、ビスフェノールS は除く)